

# 身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 長井学園 ハビタットのつぽろ

## 【はじめに】

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものとして認識する。事業所職員は、利用者の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みを作り、身体的・精神的弊害を理解し、拘束の廃止に向けた意識を持つ。

## 【身体拘束等適正化の目的】

事業所では、身体拘束等の適正化を目指すための取組み等の確認・改善を検討する為に、事業所で設置する虐待防止委員会にて身体拘束等適正化に関する協議をし、必要な措置を講ずる。

## 【身体拘束等適正化に関する検討内容】

1. 身体拘束等適正化に関する検討は、事業所で設置している虐待防止委員会の中で行う。
2. 以下の内容について協議する。
  - ① 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関する事
  - ② 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関する事
  - ③ 身体拘束等の適正化のため、年に1回以上職員研修を実施すること
  - ④ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
  - ⑤ 職員が身体拘束等を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
  - ⑥ 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
  - ⑦ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

## 【身体拘束等適正化に関する基本方針】

### 1. 身体拘束等廃止の規定

サービス提供にあたっては、利用者本人又は他の利用者などの生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等により利用者の行動を制限する行為を禁止する。

### 2. 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置としてやむを得ず身体拘束等を行う場合は、虐待防止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束等による心身の損害よりも、拘束等をしないリスクの方が高い場合で、以下の切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たしたときのみ、家族へ説明し同意を得て行う。

- ① 切迫性 : 本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされると可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 : 身体拘束等その他の行動制限をする以外に代替方法がない場合であること。
- ③ 一時性 : 身体拘束等その他の行動制限が一時的なものであること。

### 3. 身体拘束等発生時の対応

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行ななければならない場合、以下の手順に従って実施する。

#### ① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。

#### ② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了承を得ることとする。

#### ③ 必要な事項の記録

また身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

(附則) 令和5年2月1日施行